

山田健太

まさに唐突に出てきたのが、3月半ば以来の放送制度の全面見直しである。ただしその伏線として、2月の衆議院予算委員会やその前の新経済連盟新年会で安倍首相が「テレビもネットも同じ」との発言をしていた。そうしたなか3月になって、放送はNHKだけで民放は不要であり、放送法に関する規律をなくすという話が報じられ、一気に火が付いた形だ。

その後4月に入って、政府は質問主意書に対して「放送法4条撤廃の具体的



放送制度見直しをめぐり、2月6日の衆議院予算委で発言する安倍首相

規律撤廃

第一に新方針は、よく話題に上る政治的公平を含む番組編成をほしめ、さまざまな種類の番組をバランスよく編成することを求める番組調和原則、有識者による番組審議会(審査)などの放送規律を撤廃することになっている。一見、放送を縛る

放送制度見直し

問われる自由、公共性

テレビ直接規制の懸念

規制の道を開くことには他ならない。法

在は大であって、むしろ実引委員会(公取委)は、様々なながらも文化的側面での議論をする必要性を認めた経緯もある。

行政介入の口実となってきた放送法の規定がなくなること、自由の拡大の自由に見える。もちろん表現の自由にとって、「何も内容規制がない」ことはいいことである。したがって、通信・放送の分野でも規制がないのが究極のあたりであることは間違いない。

人の職責が求められるお

公共性を扱うこと危うき

しかし大切なのは、そもそも放送法は、放送を規制するためのものではなく、放送の自由を守るためのもの

第二に新方針は、放送に

本欄の過去記事は、本紙ウエブサイトで読むことができます。

民放の役割

恐れがあり、公権力の直接

おける民放は不要で、NHK

再販撤廃を主導した公正取

本欄の過去記事は、本紙ウエブサイトで読むことができます。